平成２３年（フ）第２５２４号
福岡県朝倉市杷木池田597番地
債務者　矢野　澄雄
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５３４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目15番地　αＮＥＸＴ那珂川503号
債務者　鶴田　英彦
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５３５号
福岡市南区花畑３丁目１番５号
債務者　松本　京子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５３６号
福岡県糸島市井田682番地16
債務者　松浦代里子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５５６号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目１番４号　サンビレッジ二日市Ｄ201号
債務者　工藤　裕美（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５５９号
福岡市中央区長浜２丁目５番709号
債務者　小串那智子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６０号
福岡市南区向野２丁目６番10号
債務者　古賀　博美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵289番地３ラ・ピュタⅠ102号
債務者　大藏　克裕
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６９号
福岡市西区愛宕１丁目19番25―402号
債務者　杉本公二子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７４号
福岡市中央区荒戸１丁目７番16―601号
債務者　尾崎　完信
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７６号
福岡市早良区星の原団地24番206号
債務者　谷口　種美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７９号
福岡県大野城市乙金１丁目17番６号第２コーポ港103号
債務者　田代　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５８０号
福岡市中央区高砂２丁目15番34号
債務者　手島　正月
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５８３号
福岡県大野城市川久保３丁目16番14号千寿荘206号
債務者　松下　弥生（旧姓松井・松崎・高木）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６０６号
福岡市博多区吉塚１丁目４番20―202号
債務者　豊坂　哲司
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１０号
福岡市博多区昭南町２丁目１番８号
債務者　大川内富久子（旧姓松江）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２４号
福岡市城南区七隈１丁目６番22号
債務者　北口　　玄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２５号
福岡市城南区七隈１丁目６番22号
債務者　北口　麻理
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部